

【アルコール検知器協議会ロゴ・マーク使用規定】

1. 適用

この規定は、アルコール検知器協議会（Japan Breath Alcohol Testing Consortium 以下「協議会」という。）が発行する、「協議会マーク」および、別で定める「アルコール検知器 検定制度」における「認定機器マーク（JBマーク）」等を使用する際の規定について定めるものである。

2. 用語の定義

この規程で使用する用語の定義は次のとおりとする。

1) 単体ロゴ

アルコール検知器協議会を表すシンボルマーク（略称のみであり、協議会の日本語名、英語名がないもの）

2) 協議会マーク

日本語および英語で協議会の正式名称「アルコール検知器協議会」が入ったマーク

3) JBマーク

アルコール検知器協議会が別で定める「アルコール検知器 検定制度」に申請し、各技術規格ごとの適合性認定審査に合格した製品のみが使用可能なマーク

3. ロゴ・マークの使用

「マークを使用する」とは、以下を指す。

- ① 会社パンフレット、製品カタログ、製品取扱説明書、展示パネル等の印刷物に付して展示し、頒布する
- ② ①の電子データ等を、インターネット上で電磁的に表示及び電子メールで送付する行為
- ③ 建物・製品等、物に付する行為
- ④ 立体的に造形物にする行為

4. ロゴ・マークの権利の帰属

1) 権利の帰属

協議会ロゴ・マークに係る全ての権利はアルコール検知器協議会に帰属し、協議会がこれを行行使する。

2) 使用許諾

協議会ロゴ・マークは正会員企業であれば原則申請無しで使用可能とする。ただし、

不適切な使用が認められた場合は幹事会より使用中止を要請し、使用中止要請を受けた企業は速やかに従うこと。

3) 転用および流用の禁止

前項の使用の許諾により生じる権利、義務の全部または一部を第三者に譲渡し、引受けさせ、もしくは担保の用に供してはならない。

5. ロゴ・マークの意匠

協議会が使用を許諾するロゴ・マークの意匠は、以下である。

1) J-BAC単体ロゴ

協議会の名称はなく、J-BAC（略称）とシンボルで構成され、単体で使用されるもの



2) 協議会マーク

- ① 協議会マークType A：単体ロゴおよび「アルコール検知器協議会」（日本語）および「Japan Breath Alcohol Testing Consortium」（英語）から構成される



- ② 協議会マークType B：単体ロゴおよび「アルコール検知器協議会」（日本語のみ）から構成される



- ③ 協議会マークType C：単体ロゴおよび「JAPAN BREATH ALCOHOL TESTING CONSORTIUM」（英語のみ）から構成される



3) 認定機器マーク (JBマーク)

- ① 協議会の単体ロゴおよび「アルコール検知器協議会」名および、認定番号（規格番号と認定コードからなるJBXXXXX-XX）が一体になったもの
- ② 「JB」のロゴと検定制度における技術規格名を指す「規格番号（JB10001-20XX）」が一体になったもの



- 協議会が使用を許諾するロゴ・マークの意匠は、以下である。

表1 協議会ロゴ・マークの種類と使用許諾先について

ロゴ名	標記	正会員	認定機器 事業者	準会員
単体ロゴ		○	○	×
協議会マーク Type A		○	○	×
協議会マーク Type B		○	○	×
協議会マーク Type C		○	○	×
認定機器		×	○	×
認定機器		×	○	×

6. 協議会ロゴ・マークの色・形状について

使用許諾を受けた者は、協議会のロゴ・マークの使用にあたり以下を守らなくてはならない。

- 1) 協議会ロゴ・マークの色、背景色に関してはマークが明確に判別できれば可とする
- 2) 拡大、縮小する場合、その縦横寸法比を変えてはならない
- 3) 他の標章と結合して使用してはならない
- 4) 類似するロゴ・マークを制作、使用してはならない

7. ロゴ・マークの使用開始の手続き

○協議会ロゴ・マーク

正会員企業であれば原則申請無しで使用可能とする。ただし、不適切な使用が認められた場合は幹事会より使用中止を要請し、使用中止要請を受けた企業は速やかに従うこと。

○JBマーク

正会員企業であり、認定機器であれば原則申請無しで使用可能とする。ただし、不適切な使用が認められた場合は幹事会より使用中止を要請し、使用中止要請を受けた企業は速やかに従うこと。

8. ウェブサイトのリンクについて

会員企業であれば原則申請無しでリンク可能とする。ただし、不適切な使用が認められた場合は幹事会より使用中止を要請し、使用中止要請を受けた企業は速やかに従うこと。

9. アルコール検知器協議会 ロゴ・マーク 使用禁止事項

次に掲げる場合には使用してはならない。

- 1) 飲酒運転や飲酒の問題を著しく助長するような表現が認められる場合
- 2) アルコール検知器の利用企業や消費者の利益を害すると認められる場合
- 3) アルコール検知器協議会の信用又は品位を害すると認められる場合
- 4) 会員であるないに関わらず、協議会ロゴやマークが、アルコール検知器に関する何らかの誤解や誤認を招く態様で使用している場合
- 5) 法令や公序良俗に反すると認められる場合

10. 協議会ロゴ・マークの使用中止

この規定に違反して協議会マークの使用許諾を解除された場合には、協議会マークの使用を中止しなければならない。協議会ロゴ・マークを使用していた者は、上記理由により使用できない状況になった場合、印刷物および電子データ等、すべてのものを消去しなければならない。なお、すでに第三者に配布済みの印刷物の回収は要しないものとする。

11. 協議会ロゴ・マークに関する免責

協議会のロゴ・マークの使用によって、協議会、協会又は第三者に損害を生じた場合は、使用した者が賠償の責めを負う。協議会は、自らが使用した場合を除き、侵害行為に対する保証も含め、協議会マーク又は協議会ロゴの使用に関するあらゆる法的な保証の義務を負わない。